24 養豚及び採卵養鶏の経営安定対策

【令和4年度予算概算決定額

養豚 (所要額) 16,804 (16,804) 百万円 採卵養鶏(所要額) 5,174 (5,174) 百万円】

<対策のポイント>

養豚及び採卵養鶏の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

(TPP11協定等の発効を踏まえて、肉豚経営安定交付金(豚マルキン)については、補塡率等の引上げを実施。(平成30年12月))

<政策目標>

- 豚肉の生産量の増加(90万トン [平成30年度] →92万トン [令和12年度まで])
- 鶏卵価格の安定化(卸売価格の変動幅:平均卸売価格の±25%以内 [毎年度])

く事業の内容>

1. 養豚経営安定のための支援

肉豚経営安定交付金(豚マルキン)(所要額)16,804(16,804)百万円 標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金と して交付します(交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者負担金の積立て による積立金から支出します。)。

2. 採卵養鶏経営安定のための支援

鶏卵生産者経営安定対策事業 (所要額)5,174(5,174)百万円 ① 鶏卵価格が補塡基準価格を下回った場合に経営規模に拘わらず差額の9割

- を補填します。
 ② 乳卵価格が安定其準価格を
- ② 鶏卵価格が安定基準価格を下回った場合に鶏舎を長期に空ける取組を支援します。
- ③ 鶏卵の需給見通しの作成を支援します。

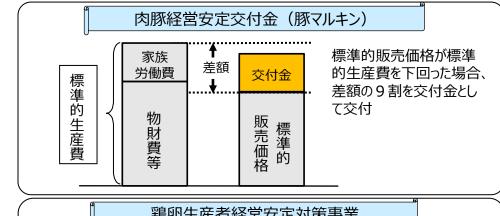
<事業の流れ>

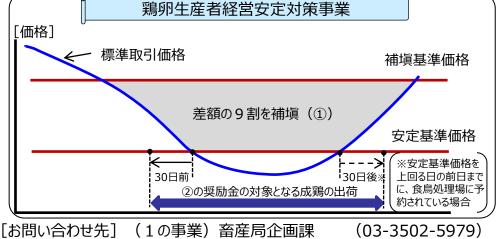
(3)



民間団体等

く事業イメージ>





食肉鶏卵課(03-3502-5989)

(2の事業)